

社会保障審議会企業年金部会
神野直彦 部会長 殿

厚生年金基金の特例解散等に関する専門委員会
委員長 森戸英幸

厚生年金基金の特例解散等に関する専門委員会の開催状況
(平成27年4月1日～平成27年9月30日)に関する報告書

厚生年金基金の特例解散等に関する専門委員会運営規則第15条の規定に基づき、以下のとおり報告いたします。

1 特例解散の手続き

年金給付等積立金が最低責任準備金を割り込む、いわゆる代行割れ基金が解散するに当たり、責任準備金相当額の減額や責任準備金相当額の納付猶予を認める特例措置が平成25年6月に成立した公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号。以下「平成25年改正法」という。）で法定されました。

こうした特例措置を講じて解散する「特例解散」は、一定の要件を満たすことにより、厚生労働大臣が認定又は承認することができるものとされており、厚生労働大臣が当該承認等を行う場合は、厚生年金本体との公平性を保つ観点から社会保障審議会の意見を聴くことが法定されました。

2 専門委員会の設置

平成26年3月18日に開催された第3回社会保障審議会企業年金部会（以下「部会」という。）において、平成25年改正法において社会保障審議会の権限に属せられた事項について調査審議するための専門委員会として、厚生年金基金の特例解散等に関する専門委員会（以下「専門委員会」という。）を部会に設置することとされました。専門委員会は、厚生年金基金の特例解散等に関する専門委員会運営規則第15条に基づき、その運営状況について定期的に部会に報告することとされました。

3 専門委員会の開催状況

平成27年4月1日から平成27年9月30日までの間に、専門委員会を計6回開催し、延べ27件の審査を行い、それらについて特例解散の承認が妥当と判断しました。各回の議事概要は以下のとおりです。

(1) 第12回委員会（平成27年4月20日開催）

3件が付議され、そのうち2件について、特例解散の承認が妥当と判断されました。

残りの1件については、納付猶予期間が15年を超える場合において、その場合の納付額が現行の基金掛金額と比較して一定程度低い場合には、納付猶予期間の短縮を即すことが必要との意見や、収支状況、貸借対照表・損益計算書、キャッシュフローの情報から、納付猶予期間が長すぎると思われる事業所については、個別に短縮を促すことが必要との意見があり継続審議とされました。

(2) 第13回委員会（平成27年5月22日開催）

第12回委員会で継続審議とされた1件が付議され、妥当と判断されました。

また、新たに4件が付議され、そのうち、1件について、特例解散の承認が妥当と判断されました。

残りの3件については、納付猶予期間が15年を超える場合において、その場合の納付額が現行の基金掛金額と比較して一定程度低い場合には、納付猶予期間の短縮を即すことが必要との意見や、負担額と比較する現行（解散前）の基金掛金額については、その1年以上前に基金掛金額を引き上げた場合であっても、引き上げ後の直近1年分のものとするのが負担力の観点からみて妥当との意見があり継続審議とされました。

(3) 第14回委員会（平成27年6月29日開催）

第13回委員会で継続審議とされた2件が付議され、妥当と判断されました。

また、新たに3件が付議され、そのうち1件について、特例解散の承認が妥当と判断されました。

残り2件については、事業所ごとの負担方法に関し、基準日における報酬給与月額按分としつつも、その後の加入者数の変動を考慮して決定する場合、その考え方を確認することが必要との意見等があり継続審議とされました。

更に1件の納付計画の変更（後ろ倒し）が付議され、納付計画の変更について、申請理由は、変更前の納付計画を申請した時点からの事情変更を説明した上で、その根拠書類を添付することが必要との意見があり、変更理由に合理性が認められないとされた。

(4) 第15回委員会（平成27年7月17日開催）

第12回委員会で継続審議とされた1件及び第13回委員会で継続審議とされた2件が付議され、妥当と判断されました。

また、新たに2件が付議され、いずれも特例解散の承認が妥当と判断されました。

納付計画の負担額について、事業所ごとの負担額や納付計画に記載されている毎月の納付予定額が少額な場合や、納付猶予期間が5年を超える場合に記載することとされているやむを得ない理由等について議論しました。

(5) 第16回委員会（平成27年8月25日開催）

5件が付議され、いずれも特例解散の承認が妥当と判断されました。

負担方法の合理性について、過去期間代行給付現価による按分に上限及び下限を設ける負担方法も、各基金の事情や各事業主の同意の状況を踏まえ判断することを議論しました。

(6) 第17回委員会（平成27年9月25日開催）

2件が付議され、いずれも特例解散の承認が妥当と判断されました。

更に1件の納付計画の変更（後ろ倒し）が付議され、納付計画変更承認申請の変更理由に記載されている内容からは、解散認可申請時点と納付計画変更申請時点との間での一定の事業変更は認められるが、資金繰りなどの事業所の経営状況からすれば、納付計画の変更が必要とは認められないとの意見があり、変更理由に合理性が認められないとされました。